**平成２６年（再イ）第２４６号**
福岡市中央区梅光園３丁目３番２―703号
再生債務者　椋本有美子こと　椋本　理絵
1　決議に付する再生計画案　平成27年１月16日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成27年２月13日
3　再生計画案に対する回答期間　平成27年２月13日まで
平成27年１月23日
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２６年（再イ）第２６１号**
福岡市早良区大字西1621番地１
再生債務者　峯崎　佳孝
1　決議に付する再生計画案　平成27年１月20日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成27年２月13日
3　再生計画案に対する回答期間　平成27年２月13日まで
平成27年１月23日
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２６年（再イ）第２１号**
新潟市西区新通南１丁目24番17号
再生債務者　関　　雅志
1　決議に付する再生計画案　平成26年12月18日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成27年２月16日
3　再生計画案に対する回答期間　平成27年２月16日まで
平成27年１月26日　　新潟地方裁判所民事部

**平成２６年（再イ）第２８号**
三重県桑名市松ノ木四丁目７番地３　松ノ木公団住宅102棟102号
再生債務者　加用　典子
1　決議に付する再生計画案　平成27年１月14日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成27年２月16日
3　再生計画案に対する回答期間　平成27年２月16日まで
平成27年１月26日　津地方裁判所四日市支部

**平成２６年（再イ）第５号**
高知市朝倉己296番地25
再生債務者　川崎　直樹
1　決議に付する再生計画案　平成27年１月20日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成27年２月23日
3　再生計画案に対する回答期間　平成27年２月23日まで
平成27年１月26日
高知地方裁判所民事部個人再生係

## 給与所得者等再生による再生手続開始

**平成２６年（再ロ）第１００１３号**
東京都八王子市七国５丁目25番１号
再生債務者　多田　秀行
1　決定年月日時　平成27年１月26日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年２月23日まで
4　一般異議申述期間　平成27年３月９日から平成27年３月30日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２６年（再ロ）第２３号**
横浜市中区新山下３丁目13番20―602号
再生債務者　深町　美紀
1　決定年月日時　平成27年１月26日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年２月23日まで
4　一般異議申述期間　平成27年３月９日から平成27年３月16日まで
横浜地方裁判所第３民事部

## 給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

**平成２６年（再ロ）第７号**
新潟市中央区春日町３番20号
再生債務者　石田　勝英
1　意見聴取に付する再生計画案　平成26年12月25日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成27年２月16日まで
平成27年１月26日　　新潟地方裁判所民事部

**平成２６年（再ロ）第１１号**
札幌市豊平区平岸１条16丁目８番４号
再生債務者　中村　　隆
1　意見聴取に付する再生計画案　平成27年１月20日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成27年２月23日まで
平成27年１月26日
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２６年（再ロ）第３号**
広島県三原市本郷町上北方1032番地11
再生債務者　中田　博文
1　意見聴取に付する再生計画案　平成27年１月23日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成27年２月23日まで
平成27年１月26日　広島地方裁判所尾道支部

## 給与所得者等再生による再生計画認可

**平成２６年（再ロ）第４号**
高知県土佐市中島213番地１　グリーンマンション101
再生債務者　町田　和弥
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年１月13日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年１月26日
高知地方裁判所民事部個人再生係

**平成２６年（再ロ）第５号**
名古屋市緑区有松南501番地　シンフォニアみなみが丘Ｄ―203
再生債務者　鈴木　孝典
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年１月22日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年１月23日
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２６年（再ロ）第５号**
兵庫県加古川市尾上町旭２丁目39番地
再生債務者　清水潤一こと　朱　　碩坤
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年１月22日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年１月23日　神戸地方裁判所姫路支部

# 会社その他の公告

**合併公告**
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継し乙は存続して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十七年四月一日であり、甲は会社法第七九六条第三項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しておりますので、この合併による甲の全株式を所有する乙の発行済資本金の額の増加はいたしません。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十六年六月二十七日
掲載頁　一五〇頁（号外第一四五号）
平成二十七年二月三日
東京都港区虎ノ門一丁目二番六号
（甲）團銀リース株式会社
代表取締役　大西　　節
東京都港区虎ノ門一丁目二番六号
（乙）日産リース株式会社
代表取締役　折橋　克泉

**合併公告**
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継し乙は存続して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十六年六月二十日
掲載頁　八十四頁（号外第一三八号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十六年六月十九日
掲載頁　四十七頁（号外第一三七号）
平成二十七年二月三日
東京都渋谷区恵比寿四丁目二〇番三号
（甲）クロス・くッド株式会社
代表取締役　長　　正三
東京都渋谷区恵比寿四丁目二〇番三号
（乙）エヌ・シー・エル・コミュニケーションズ株式会社
代表取締役　関根　　尚